

第 5 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年5月1日(金)

開会 午後13時30分

閉会 午後15時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	欠	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	欠			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 12番 田代 三義

13番 松本 初雄

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第22号	農地法第5条の申請について	(8件)
議案 第23号	農地法第4条の申請について	(4件)
議案 第24号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第25号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 22件) (公社への売渡 3件)	
議案 第26号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業(農地売買事業)に伴うあっせん委員の指名について	(1件)
議案 第27号	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(別冊)

8. 報告事項

報告 第6号	農地法第18条第6項通知の受理について	(4件)
報告 第7号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は2名で、7番松尾委員、18番福田委員が欠席となっております。次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は12番 田代委員、13番 松本初雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table data-bbox="359 862 1428 1668"> <tr> <td>議案第22号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第23号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第24号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第25号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 22件 公社への売渡 3件</td> </tr> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</td> <td>別冊</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table data-bbox="359 1758 1428 1870"> <tr> <td>報告第6号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第7号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第22号	農地法第5条の申請について	8件	議案第23号	農地法第4条の申請について	4件	議案第24号	農地法第3条の申請について	5件	議案第25号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 22件 公社への売渡 3件	議案第26号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について	1件	議案第27号	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	別冊	報告第6号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件	報告第7号	農地の形質変更届出について	1件
議案第22号	農地法第5条の申請について	8件																							
議案第23号	農地法第4条の申請について	4件																							
議案第24号	農地法第3条の申請について	5件																							
議案第25号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 22件 公社への売渡 3件																							
議案第26号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について	1件																							
議案第27号	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	別冊																							
報告第6号	農地法第18条第6項通知の受理について	4件																							
報告第7号	農地の形質変更届出について	1件																							

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第22号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号 農地法第5条の申請の申請8件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町の煤屋と馬蛤潟にまたがったところです。譲受人が、資材置場及び駐車場を建設するための申請です。なお、譲受人が既に資材置場及び駐車場として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、平面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、大川町立川地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p>

事務局

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、15番になります。

図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、平面図が11ページになります。

申請地は、二里町東八谷搦地区です。

譲受人が、店舗を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、16番になります。

図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、求積図が15ページ、雨水排水計画図が16ページ、断面図が17ページになります。

申請地は、二里町大里地区です。

譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。

事務局

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、17番になります。

図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、平面図が21ページ、断面図が22ページになります。

申請地は、二里町作井手地区です。

借受人が、一般住宅を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、18番になります。

図面は、案内図が23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページになります。

事務局	<p>申請地は、松浦町中通地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、19番になります。</p> <p>図面は、案内図が26ページ、字図が27ページ、土地利用計画図が28ページ、縦断図が29から30ページ、横断図が31から35ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>譲受人が、分譲住宅地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、20番になります。</p> <p>図面は、案内図が36ページ、字図が37ページ、土地利用計画図が38ページ、断面図が39ページになります。</p>
-----	---

事務局	<p>申請地は、南波多町古川地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電所を建設するための申請です。</p> <p>この件については、九電からの系統連系承諾通知書をすでに受けられています。経済産業省の設備認定通知については、平成 26 年 10 月に受けられていましたが、認定日の翌日から起算して 180 日後の日までに、この件について言えば 5 月 1 日までに、場所が確保されている、設備の発注が行われているなどの書類を申立書とともに経済産業局に提出しなければ失効するとなっています。この件については 4 月 23 日に経済産業局に申立書等を提出されており、経済産業局の受付が済んでおりますので、審査期間中は期限が延長されたものとみなされますので、設備認定通知についても確認しています。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 2 2 号農地法第 5 条の申請は以上 8 件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第 5 条 1 3 番について担当委員から説明をお願いします。</p>

<p>担当委員</p>	<p>場所はですね、先ほど説明がありました、波多津町煤屋と馬蛤潟の国道 204 号線沿いの所でございます。近辺には、建設会社、申請人、自動車整備工場と三社並んでおります。その中で、申請人が、今まで駐車場として貸りておりました。ここが煤屋と馬蛤潟の共有地となっておりますので、代表名義があがっております。今まで、口約束で駐車場として成文も何もしてなくて貸していたわけですが。この際に、正式に土地を購入したいという申し出が 1 年程前からあっておりました。その中で両区が再三、協議を重ねてきまして。ある時は評議員、ある時は両区の合同会議ということで進めてまいって、三月の末には売りましょうという事で、決定を得ております。そういう経緯があって、区长さんの方からこういった申し出があって、私も両区に確認をし、印鑑を押したところでございます。ちょうど煤屋の入り口と、思ってもらったらいいですね。目につくところではあります。どうかよろしく御審議御願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>1 3 番について、御意見、御質問はございませんか。 他にないでしょうか。 <なし> ないようですので、続きまして、1 4 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
<p>担当委員</p>	<p>県道巖木線でございます、戸石川と立川の間の城ノ内という部落でございます。申請人は、両親等と同居されていますが、家が手狭になったということで、土地を探していたところ、現在住んでいる家の裏に、良い土地があったので、新しく家を建てたいとの相談がありました。それで、現地に行きまして、排水なんかを</p>

担当委員	見ていたら、ちょうど横に集落排水が来ておりましたので、周辺農地に問題なかろうと思っております。それから、区長さん、並びに生産組合長さんの同意がありましたので、私も同意を致してまいったところでございます。どうか、御審議宜しく願います。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、15番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人の会社が移転するという事で、建設会社の方がみえまして説明を受けました。区長さんも、生産組合長の印もあり、問題もないところでしたので、私も判を打ちました。御審議の程宜しく願います。
議長	15番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、16番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	譲渡人が直接来られまして、娘さん夫婦が譲渡人の家のすぐ裏に、学校の裏側になります。そこに家を建てられるという事で、来られました。区長さん、生産組合長さんの印もありましたし、特に問題と思ひ、私も判を打ちました。御審議の程宜しく願います。
議長	16番について、御意見、御質問はございませんか。
2番委員	この場所は、学校敷地を通らないところは家に入られないのでしよう。学校敷地の許可がもれてないですか。〇〇さんが家を作り直すと言っていました。学校敷地は通させないという事で、その方は、別のところに家を作られたことがありますが。

担当委員	土地は買われたんじゃないですかね。〇〇さんは。
2番委員	学校敷地をですか。
担当委員	はい。
2番委員	学校の敷地になってないですか。
事務局	事務局の方から補足をさせていただきます。ここは、地目は学校用地ですけども、所有者さんは〇〇さんで、その方と売買承諾書を結ばれてその写しを申請書につけていただいております。
2番委員	〇〇さんは。なかなか払い下げを受けられないと言われていたので、わかりました。学校に払い下げしてもらったんですね。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、17番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは、譲受人と譲渡人が親子です。息子さんが、里の方で借家に住んでいるので、自分の実家の横に家を作りたいということです。少しばかり土地が足りないので、裏の畑を削りたい、ということでした。生産組合長、区長さんの承諾もありました。別に問題はないと思います。御審議の方宜しく御願います。
議長	17番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> ないようですので、続きまして、18番について担当委員から説明をお願いします。

<p>担当委員</p>	<p>案内図をみてもらうと、以前、警備会社の営業所がここにあったんですけど、移転しまして。申請人がトラックの置き場がないということで、ここに、トラック置き場を作りたいということ、また、家は、寮みたいなかんじで使われるということです。家の南側の農地でない所の土砂を除去されておる状態です。それで、ここに3台と、家の裏に2台、車を置かれる予定だそうです。そして、この土地の場所は中通区ですけど、土地は上分区になると思われれます。なので、申請人は、印鑑もらいに色々行ったり来たりしてもらったんですけど。別に、上分区の区長、生産組合長も申請内容に異存はなく、また、私達、下の集落の中通区も、別に支障はないということで、生産組合長、区長の了解は頂いております。私も問題ないと思いましたので、私も押印しました。どうか、御審議宜しく御願います。</p>
<p>議長</p>	<p>18番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> ないようですので、続きまして、19番については担当委員が欠席となっておりますので、事務局の方から補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の方から説明させていただきます。申請地は立花小学校の交差点の所から南の方に少し下っていただきまして、立花郵便局とその先の交差点の間の道よりちょっと低いところに農地が広がってるんですけども、道より北側の所が申請地となっております。こちらは、用途地域でして、分譲住宅地を建設したいということで申請がっております。担当委員にも現地の方確認を頂いていて、問題なかったという事で承諾印の方も押していただいております。宜しく御願います。</p>

議長	19番について、御意見、御質問はございませんか。
議長	参考までに、ここの農地転用価格はどのくらいになっておりますか。
事務局	農地の土地代金は宅地造成完了後に支払う予定になっていますが、土地代金として、事業計画に上がっている金額が、全部で〇〇万円となっております。坪単価が〇〇万円から〇万〇千円になってます
議長	以前、この辺りはかなり高いと聞いていたので、どうもありがとうございました。 他にございませんでしょうか。 <なし> ないようですので、続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは、梨園を伐採した後に太陽光パネルを取り付けるという事です。地主さんは二人いらっしゃいます。そして、申請人は、以前にも、南波多町原屋敷で太陽光パネルの農地転用をされております。今回の場所は、南波多町古子になります。えざらぎ峠の手前の集落ですけども、その集落を過ぎた丘陵地でございます。さっき言いましたように、梨園を切って、その後に太陽光発電をするという事です。私も同じ梨農家ですので、梨を切って、辞めて、されるという事は、たいへん忍び難い思いがしましたけれども。印鑑を押しております。特に注意しましたのは、水の流れですね。傾斜がございますので、畑の状態と太陽光発電を設置したのと水の流れが違いますので、その点は注意しておきました。それで、ついでですね、沈砂地を一番下に二か所作るようになっておりま

担当委員	す。そういうことです。宜しく御願います。
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第22号 農地法第5条の申請8件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第23号 農地法第4条の申請4件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号 農地法第4条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が40ページ、字図が41ページ、土地利用計画図が42ページ、平面図が43から44ページになります。</p> <p>申請地は、立花町西円地区です。</p> <p>申請人が、賃貸用共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図45ページ、字図が46ページ、土地利用計画図が47ページ、断面図が48ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は、二里町西八谷搦地区です。</p> <p>申請人が、宅地拡張するための申請です。なお、申請人が既に宅地として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図49ページ、字図が50ページ、土地利用計画図が51ページ、断面図が52ページ、平面図が53ページになります。</p> <p>申請地は、二里町西八谷搦地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図54ページ、字図が55ページ、土地利用計画図が56ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町川内野地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p>
-----	--

事務局	<p>設備認定通知および工事負担金請求書についてもすでに受けられています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第23号 農地法第4条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地ですけど、案内図の所に斜線で書いてあるように、三軒ですよ、小さなところですが、今までそこを借家として利用されていたところを、建物を取り壊して、その横の畑に、申請人が賃貸共同住宅を建てるそうです。雑排水は公共下水の本管が入りますので、それに流すという事ですけども。問題は雨水ですね、雨水を流すところがないのです。それで、賃貸共同住宅運営の営業マンが地下浸透で対応したいとのことで、私はもう一件、〇〇さんというところの横に〇〇さん所有の水路があるのですが、そこに相談して流すようにできないだろうかと言ったのですが、どうも、そっちから承諾はもらわれてないようです。そして結果的に駐車場もすべて舗装はせず砂利で地下浸透で雨水は、処理するそうです。そして、隣接の農地の承諾印、生産組合長、区長の承諾印もありましたので、私も許可いたしました。以上です。</p>

議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	今の場合ですよ。普通の平地で雨が降った時は全体的ですけど、それを受けてで、集めたやつは集中的に流すようになるのですか。
担当委員	地下にですね、マスの太いのを入れて。 過去、5年か6年間の平均雨量を計算してそのマスを設置するという。建物の周りをずっと小さい四角いマスを置くでしょう。それも全て地下浸透型で、要するにそこに穴が開いてるわけです。それで地下へ浸透させる。現時点のこの3軒のアパートの雨水を自分の畑に垂れ流し状態です。全体的にこの辺は全部そうなっているようです。
20番委員	その件について、周りの人たちの承諾は、問題はないのですね。
担当委員	そうですね。逆に道路側溝がないので、市役所の道路課に言って道路側溝を設置するように誘致してはと言いました。
20番委員	はい。わかりました。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> それでは、10番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	これはもう宅地として使用しており、始末書を添付して新たに駐車場と住宅の周りの進入路を拡張するということでした。生産組合長さんと区長さんの承諾がありましたので、私も承諾致しまし

担当委員	た。御検討の程宜しく御願ひ致します。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、それでは、11番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請人の住宅の隣に共同住宅を建て建てるという事で、共同住宅の運営会社の方からみえました。特に問題もないところでしたので、私も承諾致しました。御検討御願ひします。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、それでは、11番についても、担当委員が欠席の為、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	事務局の方から説明をさせていただきます。申請地は、県道伊万里松島線のもう少し先の方に行きますと、松浦市になるところで市境に近いところの農地になります。申請人さんが昨年から太陽光をしたいということで相談に来られておりました。ここの土地が農振農用地に入っておりましたので、除外の手続きをされていたんですけども、その手続きの途中で九電の方が保留になりましたので、手続きの方が止まっていたんですけども、九電からの負担金請求書がきたということで、農振除外もできまして、今回転用申請となっております。担当委員さんも現地の方、確認を頂きまして、隣接等問題なかったという事でご連絡をいただいております。宜しく御願ひします。

<p>議長</p>	<p>12番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第23号農地法第4条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第24号農地法第3条の申請についてですが、39番につきまして20番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。まず、議案第24号農地法第3条の申請35番～38番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>まず、議案は4ページ、35番から38番をご覧ください。</p> <p>35番につきましては、許可後の経営面積が2,934㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、現況が一枚になっている土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請であり、「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するものである。」に該当し、下限面積要件の例外に該当します。</p> <p>そのほか36～38番の案件につきましては、申請事由や経営状</p>

事務局	<p>況等、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、35番から38番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請35番から38番について、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、続きまして39番にうつります。20番委員は退席をお願いします。</p> <p>39番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請39番につきましては、申請事由や経営状況等、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、39番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請39番について、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、20番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>議案第24号農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第25号農用地利用集積計画[農業経営基盤強</p>

議長	化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。
事務局	<p>議案第25号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年22件について、御説明します。</p> <p>議案の5～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が13名、貸付人が21名で、面積は、田が49,937㎡、畑が2,732㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を8～19ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上22件です。</p>
議長	<p>議案第25号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年22件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第25号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年22件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第25号農用地利用集積計画の公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号農用地利用集積計画の公社への売渡について御説明いたします。</p> <p>議案は20ページの1番になります。</p> <p>こちらは3月の農業委員会で、西部地区担当の西山委員と山口満</p>

事務局	<p>子委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっております。</p> <p>続きまして、議案 20 ページの 2 番になります。 こちらは 4 月の農業委員会で、西部地区担当の西山委員と山口満子委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっております。</p> <p>続きまして、議案 20 ページの 3 番になります。 こちらは 3 月の農業委員会で、東部地区担当の前田節朗委員と井手委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の 20 ページの明細書に記載しております。</p> <p>公社への売渡については、以上 3 件です。</p>
議長	<p>議案第 25 号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡 3 件について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>無いようですので、議案第 25 号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡 3 件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名 1 件に</p>

議長	<p>ついでの説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案の名称について修正をお願いします。議案第26号農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名となっておりますが、正式には、農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名について、という形で修正をしていただければと思います。申し訳ございませんでした。</p> <p>議案第26号農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業（農地売買事業）に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。</p> <p>議案の21ページの4番です。 案内図と字図が22ページになります。 あっせんの申出が南波多町で出ております。南波多町大川原地区での申出であるため、東部地区担当の前田節朗委員と井手委員にあっせん委員をお願いしたいと思ひます。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、議案第27号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>議案第27号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は別冊になります。</p> <p>これにつきましては、前回も前々回もお話をしておりますが。農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年度、前年度の農業委員会の活動の点検評価また今年度の活動計画を作成する必要があります。毎年5月に議決を頂いて農政局の方に提出をしております。議案の活動点検評価及び計画につきましては、3月24日から4月23日まで伊万里市のホームページに農家の方からの意見、公募をかけておりましたが意見の方はありませんでした。それでは、議案書の方は事前に読まれていますので、概略を説明します。1ページに書いてありますのは、26年度に審議した内容、件数ですね。農地法3条に基づく許可事務が78件、続いて、真ん中に農地法転用に関する事務ということで、77件と。真ん中にはこういう形で業務を行いましたという具体的な内容を記しております。続いて2ページになりますが。農業生産法人化の報告への対応となります。伊万里市には農業生産法人が5法人ございます。5法人とも決算書等報告を受けております。続いて情報の提供等についてということになります。223件の農地の賃借権のデータを集計して公表しております。915件の農地の権利移動が年間でありました。3条も4条も全部含めてという形になっております。農地基本台帳の整備という事で整備対象面積5,015ha、伊万里市農業委員で農地として取り扱っているのが5,015haとなっているということです。続いて3ページですが、伊万里市の遊休農地につきましては27年3月末現在では5,015ha当り26.5haで全体の0.5パーセントとなっております。それと、目標は2haだったんですが、0.3haが農地として再生されております。4ページになりますが、認定農業者等担い手の育成及び確保についてですが、平成27年3月末時点で農家数が、選挙人名簿で出した分ではありますが、3,165戸、その内主業農家といわれる、1,082戸、農業生産</p>
-----	---

事務局	<p>法人が5法人、認定農業者は258経営体となっております。昨年度の目標であれば7経営体が目標となっておりますが、6経営体の実績となりまして、達成率が85.7%となっておりますあと、右手の方に担い手の農地の利用集積となっております。、平成27年3月時点で5,015haに対して、利用権設定と農地法3条での数字になりますが、730haが集積されております、全体の14.6%の利用集積となっております。集積面積については、年々減少をしておるところでございます。目標では昨年度より16ha 超える目標をしておりましたけれども、目標達成に至りませんでした。5ページの方は、違反転用の対応については、議案書のとおりとなります。</p> <p>続いて、6ページから7ページについては、本年度の活動計画になりますが、前回、前々回に目標設定等の説明はしておりますので、ご確認いただければと思います。</p>
議長	<p>議案第27号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理4件について御説明します。</p> <p>議案は23ページを御覧ください。</p> <p>10番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p>

事務局	<p>解約後は自作される予定です。</p> <p>1 1 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は売買される予定で議案第 2 6 号にて上程しております。</p> <p>1 2 番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は転用される予定で、農地法第 5 条申請を議案第 2 2 号にて上程しております。</p> <p>1 3 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に貸借される予定です。</p> <p>報告第 6 号については以上 4 件です。</p>
議長	<p>報告第 6 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 4 件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特にないようですので、続きまして、報告第 7 号農地の形質変更届 1 件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 7 号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の 2 4 ページの 4 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 5 7 ページ、字図が 5 8 ページ、平面図と断面図が 5 9 ページになります。</p> <p>申請地は大坪町白野地区です。</p> <p>申請地は湿田で、耕作が困難で荒地となっていたため、嵩上げし畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第 7 号については以上 1 件です。</p>

議長	それでは、4番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この地域は湿田で、トラクターがめり込み、壊れるようなところで、申請人だけが湿田の上でしいたけ栽培をされているようなところです。この周辺は都市計画道路の予定地になっているようですが。申請地のところにふたがしてあるのですが、つつじヶ丘の住宅を造成された時に水が流れてこないとの事で、コルゲート管の大きいやつで、井戸が掘ってあります。その井戸も埋めるという事をきいています。
議長	4番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第5回の農業委員会を閉会します。